

京都市中央卸売市場運営協議会関係法規（抜粋）

京都市中央卸売市場業務条例

第7章 市場運営協議会

第77条 市長の諮問に応じ、市場の運営に関する重要事項について審議するため、京都市中央卸売市場第一市場運営協議会及び京都市中央卸売市場第二市場運営協議会（以下「協議会」と総称する。）を置く。

- 2 協議会は、運営協議会ごとに委員20人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

京都市中央卸売市場業務条例施行規則

第6章 市場運営協議会

（会長）

第79条 京都市中央卸売市場第一市場運営協議会（以下「第一市場運営協議会」という。）及び京都市中央卸売市場第二市場運営協議会（以下「協議会」と総称する。）にそれぞれ会長を置く。

- 2 会長は、各協議会の委員の互選により定める。
- 3 会長は、各協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（協議会の招集及び議事）

第80条 各協議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、各協議会の会議の議長となる。
- 3 各協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 各協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。（招集及び議事）

（庶務）

第83条 各協議会の庶務は、第一市場及び第二市場において行う。

（協議会に関する補則）

第84条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。